

# 安全・適正就業委員会だより

H29,12  
第 2 号

## ご存知ですか？自転車保険の義務化！

平成30年4月1日から、京都府内において自転車を  
利用する全ての方が自転車保険の加入義務化の対象と  
なります。

会員の中にも、就業の行き帰りに利用される方、私的に利用される方、  
ご家族が利用されている方等々、たくさんおられると思います。

ご自身の自転車保険の加入状況を確認していただき、自転車保険に  
未加入の方は、加入してください。



### 【義務化される自転車保険とは】

自転車事故により他人にケガをさせた場合に補償する「損害賠償保険」です。

損害賠償保険には、自動車保険や火災保険の特約、クレジットカードの付帯保険、共済、自転  
車の整備点検に含まれるTSマークなど多種多様な保険があり、自転車事故を補償するいずれの  
損害賠償保険も対象となります。

## ～平成29年度 事故報告～

事故多発！

平成29年度は、既に前年度を上回る事故が発生しています。傷害事故7件、賠  
償事故13件で、傷害は「ハチ刺され」が5件と多く、賠償は「草刈機による跳ね石・接  
触」が5件と多く、就業前の現場確認と周囲への安全確認、慎重な作業の進め方が  
必要だと思われまます。

- 【傷害事故】 ●草刈機で作業中、刃にツルが絡まり、  
取り除く際に指を負傷。  
(原因) 刃が動いているときに触った。  
(対策) エンジンを止めてから取り除く。

- 【賠償事故】 ●草刈機で作業中、跳ね石で近くに  
停めてあった車のガラスを破損。  
(原因) 不十分な跳ね石対策、油断。  
(対策) 現場周囲の確認をし、カルマー・  
コンパネなど跳ね石対策を徹  
底し慎重に作業する。

事故件数 件

傷 害	就業中	7
	就業途上	0
	合 計	7
賠 償	保険適用	4
	保険適用外	9
	合 計	13

※賠償保険

シルバーの車、会員自家用車  
が損害(跳ね石等)を被っても賠  
償保険は適用外です。



## 交通安全・接遇講習会を開催します！

開催日時:平成30年2月15日(木)13:30～16:10

場 所:いずみホール 1Fホール(中央交流会館)

多数のご参加をお待ちしております！！

# 剪定作業の油断は重篤事故につながる!!

## ●事故防止策の徹底を！

自分の為に！

事故事例（他のセンター管内）

高さ約3mのマキの木の3分の2ほど終え、残り3分の1を作業するべく三脚を移動し、登ろうとしたところ、三脚（8尺）の下から2段目に足をかけた時点で、三脚がぐらつき転落し、その後、病院で死亡された。

安全帽は着用されていたが、不安定な三脚の設置が事故原因と思われます。

全国的に、剪定作業中の傷害事故が毎年起こっており、特に転落事故は重篤事故に繋がりがやすく長期入院や死亡例もあります。

最大の事故防止策のもと、安全作業に努めて下さい。

- 安全帽（ヘルメット）は必ず着用。
- 三脚を設置する際に安全な足場を確保。
- 三脚を樹木等に括り付けるなどの対策を必ずとる。
- 高所など、状況に応じて安全帯を使用。
- 天板に乗って作業をしない。
- 体調がすぐれない時は休み。

上記のような防止策を講じ、

絶対に事故を起こさないように就業してください！！



## ●トラブルを未然に防ぐ！

作業後、発注者からの苦情が増えております。

切りすぎたり、切り忘れたり、物に当て破損させたりと様々なトラブルがあります。

発注者との打ち合わせを十分に行い、作業に支障のある物は発注者に移動してもらいなどしてください。そして、打ち合わせ内容を現場の会員同士で必ず作業前に共有してください。

## ●お知らせ

当センターの賠償事故の増加に伴い、シルバー人材センターガイドラインをもとに会員の就業規約の9条（損害保険）の見直し、賠償額の一部会員負担について協議しています。

平成29年度安全スローガン

作業なれ 油断過信は 事故のもと

伊賀上 純一